

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て社会推進室)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	二
○保安施設地区の指定の予定	(森林整備課)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の変更	(障害福祉課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の辞退	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(森林整備課)	五
○定期監査結果に対する措置の公表		九

正 誤

告 示

○宮城県公報第二九四四号(平成三十年三月二十三日付け)別冊中
一三
○宮城県公報第二九五〇号(平成三十年四月十三日付け)中
一四

○宮城県告示第四百五十六号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。
平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成三十年四月六日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

島川 行正

仙台市泉区将監七丁目四番三―一号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第四百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。
平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年三月十五日次の者を指定した。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 裕行	内 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小山 容	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
村上 泰介	外 科	栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地
片平 美明	循環器科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第四百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
永沼 滋	医療法人社団清端会 吉岡まほろばクリニッ ク	医療法人社団清端会 吉岡QQクリニッ ク	黒川郡大和町吉岡字高田東十一番地
奈良 志博	医療法人社団清端会 吉岡まほろばクリニッ ク	医療法人社団清端会 吉岡QQクリニッ ク	黒川郡大和町吉岡字高田東十一番地

○宮城県告示第四百六十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関	所属医療機関の所在地
	新	旧

永沼 滋	医療法人社団清端会 吉岡まほろばクリニッ ク	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目五番地の四	黒川郡大和町吉岡字高田東十一番地
奈良 志博	医療法人社団清端会 吉岡まほろばクリニッ ク	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目五番地の四	黒川郡大和町吉岡字高田東十一番地

○宮城県告示第四百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
竹内 陽一	内 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小林 紳一	リハビリテー ション科	医療法人社団健育会石巻健育会 病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号

○宮城県告示第四百六十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成三十年四月二十日

○宮城県告示第四百六十三号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年四月二十日から平成三十年五月七日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊二のとおり

二 申請年月日

平成三十年四月六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号まで、標柱八号から標柱一一号まで、標柱一五号から標柱一七号まで、標柱一九号から標柱二二号まで、標柱一八号、標柱一二号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二三号から標柱三〇号まで、標柱三四号から標柱三六号まで、標柱三二号、標柱三三号を順次結んだ線及び標柱二三号と標柱三三号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三七号から標柱四一号までを順次結んだ線及び標柱三七号と標柱四一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

亙理郡山元町坂元字塩釜場三、四の一、八、九、二一、二二、四〇

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 荒浜港今泉線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
B	A	B	A	一・一〇 三五・〇	一、二八三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一・一〇 三五・〇	—	一・一〇 三五・〇	五・五 六・〇	六八七・一		

亙理郡亙理町荒浜字築港通り六番二地
先から
同郡同町荒浜字隈湯無番地先まで

○宮城県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
		八・一〇	八・四〇	八・一〇	八・四〇	一四六・〇	一四六・〇
八・一〇	八・四〇	一四六・〇	一四六・〇				

○宮城県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 出島線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
		四・一〇	四・一〇	四・一〇	四・一〇	二九六・二	二九六・二
四・一〇	四・一〇	二九六・二	二九六・二				

○宮城県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日

県 道 荒浜港今泉 平成三十年 四月二十日

○宮城県告示第四百六十九号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画地区計画

2 名称 萩洗地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉田字高田東十一
変更後	吉岡まほろばクリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目五―四
変更前	ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二〇一―一
変更後	ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二〇一―三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
エルム調剤薬局 大河原店	調剤	柴田郡大河原町字町七十一四	平成三十年二月二十 八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

- (一) 調達案件 平成三十年度森林病虫害等防除〔伐倒駆除（東部管内）〕業務委託（単価契約）
- (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十一年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県石巻市・東松島市・女川町に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画

認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
 9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ平成三十年四月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部森林整備課森林育成班（担当 工藤 卓 電話〇二二二二二二二九二二）

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

平成三十年五月一日（火）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

- (一) 日時 平成三十年五月八日（火）午後五時まで
- (二) 場所 2に同じ。
- (三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するまで。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年五月九日（水）午前十時
 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Service (s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2018 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)
- 2 Period of Implementation : From contract settlement to March 15, 2019
- 3 Bid Submission Deadline : May 8, 2018, 5: 00 p.m.
- 4 Location and Time of Bid Selection : May 9, 2018, 10: 00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : Masaru Kudo, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2921

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 平成三十年度森林病害虫等防除〔伐倒駆除(仙台管内)〕業務委託(単価契約)
(二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十一年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町及び大衡村に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三三五）へ平成三十年四月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

（一）本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

（二）本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部森林整備課森林育成班（担当 工藤 卓 電話〇二二二二二二一九二二）

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

平成三十年五月一日（火）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

（一）日時 平成三十年五月八日（火）午後五時まで

（二）場所 2に同じ。

（三）郵送により入札書を提出する場合は、（一）の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するまで。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

（一）日時 平成三十年五月九日（水）午後一時

（二）場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature of Service (s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2018 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 15, 2019

3 Bid Submission Deadline : May 8, 2018, 5: 00 p.m.

4 Location and Time of Bid Selection : May 9, 2018, 10: 00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : Masaru Kudo, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2921

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

監査委員

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年4月20日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
 宮城県監査委員 す じ ゅ う
 宮城県監査委員 石 森 建 二
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成30年2月19日

2 通知のあった日

平成30年3月23日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 91,817,669円

過年度分 256,604,362円

合 計 348,422,031円

・平成27年度収入未済額

現年度分 100,765,912円

過年度分 269,926,125円

合 計 370,692,037円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3カ年計画」及び「平成29年度大河原県事務所運営方針」に基づく徴収対策により徴収の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告・徴収及び特別徴収未実施事業所への共同勧奨を市町と連携して実施した。また、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、県税還付金の差押支援助、市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催及び滞納整理業務改善を図るための情報提供など、市町を積極的に支援した。

その他の税目については、訪問による納税勧奨や事案により工夫を凝らした催告書を送付して滞納の解消を図るとともに、事案に応じた財産調査により自動車差押・タイヤロックを実施したほか、預貯金・給与など、取立が容易な債権差押を積極的に実施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会の処理方針に基づき差押を実施したほか、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分執行停止を行い適切な債権管理に努めた。

(2) 仙台南県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 109,937,942円

過年度分 234,400,200円

合 計 344,338,142円

・平成27年度収入未済額

現年度分 120,565,932円

過年度分 261,987,117円

合 計 382,553,049円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3カ年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき、次のとおり徴収確保に努めた。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との連携強化を図るとともに、県内では初となる、地域版の合同公売会を企画し、管内4市町と共同開催したほか、県税事務所職員の市町徴収税吏員併任制度を導入し、共同催告や特別徴収義務者へ

の訪問催告など、協働して滞納整理に取り組み収入未済額の縮減に努めた。

また、個人県民税以外の税目については、初動・調査チームと処分チームとの連携を強化しながら、よりきめ細かな進行管理に努め、財産調査の結果に基づき、預貯金の差押えや捜索などの滞納整理を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

(3) 塩釜県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分	103,792,378円
過年度分	156,863,296円
合 計	260,655,674円

・平成27年度収入未済額

現年度分	97,459,706円
過年度分	197,473,187円
合 計	294,932,893円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成29年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき、収入未済額の縮減に取り組んだ。

個人県民税については県と市町の連名による共同催告書の送付や市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への支援を行った。

また、個人県民税以外の税目については、滞納件数が集中する市部において、地区を細分化し複数の担当者を相互に兼任させるなど滞納整理の機動性を高める取り組みを行うとともに、滞納処分には長期に至らない滞納であっても直ちに給与や売却金など処分効果の高い債権の差押えを実施することとした。このため、事案検討会や財産調査等の準備には早期から着手し処分方針を決定するとともに、納税資力のない者については処分停止等の措置を講じるなど5年時効の発生防止に努めつつ効果的・効率的な滞納整理にあたった。なお、これらの取り組みに当たっては、地元税務署、管内市町との3税協力体制のもと、相互に連携を深め処分手の理解向上を図られるよう努めた。

このほか、自動車税納期内納付キャンペーンにあたっては地元F.M局を通じた呼びかけを行

うとともに、主要団体、企業への戸別訪問を行う新たな取り組みも実施した。

(4) 北部県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分	95,454,651円
過年度分	279,893,039円
合 計	375,347,690円

・平成27年度収入未済額

現年度分	100,335,573円
過年度分	358,612,303円
合 計	458,947,876円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減対策については、平成28年3月に作成した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき計画的に行い、次のとおり徴収確保に努めた。

個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」等を開催し、徴収確保対策の協議や情報交換を行ったほか、研修会を開催し、市町職員の滞納整理技法の向上を図った。

また、県税職員の管内市町徴税吏員兼任発令及び管内市町徴税吏員の相互兼任職員による「兼任職員徴収対策会議」を9回開催し、各市町からリストアップされた案件について協議を行ったほか、兼任職員が共同で訪問折衝や差押を行う等の徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等の債権や自動車の差押を主体に、より効果的な滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

(5) 北部県事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

報 告 書

<p>現年度分 25,879,901円 過年度分 49,638,876円 合 計 75,518,777円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 23,007,630円 過年度分 50,529,522円 合 計 82,537,152円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市等の徴収スキルの向上を目的とした研修会開催や情報交換の実施に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に伴任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告（27件）することをはじめ、滞納整理機構実施の捜索（栗原市の案件）に捜索員として延べ4名が参加するなど徴収確保と収入未済額の縮減支援に努めている。</p>	<p>ロ 措置の内容</p> <p>収入未済額は、平成27年度決算から約1億7百万円の縮減（▲23.58%）が図られたが、更なる縮減を進めるため、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収の確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、東部県税事務所登米地域事務所と協力し、東部管内と登米管内合同による住民税徴収対策会議を開催し、縮減目標や取組事項等の情報提供及び意見交換を行った。また、東松島市、女川町との共同催告、市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押等の滞納処分を実施した。さらに担保力のない滞納者については、徴収緩和制度を適用し、適切な債権管理に努めた。</p>
<p>(6) 東部県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 110,993,100円 過年度分 235,573,641円 合 計 346,566,741円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 122,702,346円 過年度分 330,830,837円 合 計 453,533,183円</p>	<p>(7) 東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 46,084,591円 過年度分 94,905,128円 合 計 140,989,719円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 35,796,008円 過年度分 120,237,464円 合 計 156,033,472円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成29年度県税事務運営」及び当所の「平成29年度県税事務実施計画書」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、東部県税事務所と協力し、登米市と東部県税管内の市町との合同による住民税徴収対策会議を開催し、滞納額縮減目標や取組事項等について意見交換を行った。</p>

また、それぞれの管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を実施し、徴収技法の向上を図った。さらに登米市と協働による取り組みとして、個人県民税の全滞納者(2,019人)に対し共同催告書を発付するとともに、免税軽油の適正化と市税の滞納防止を図るため、全ての免税軽油使用者(760人)にチラシを送付し、免税軽油制度の周知徹底を図った。その他、県税還付金差押支援の実施など各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、大口滞納事案を優先し預貯金や住民税等の財産調査を早期に実施し、差押中心の滞納整理を積極的に進め、預貯金・給与・売却金等の債権を主体に差押を行った。また、捜索によって差押えし引き揚げた自動車2台をインターネット公売に付して換価するなど、収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。さらに、調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止を適切に適用するなど債権管理に努めた。

(8) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び過年度過誤払等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 9,573,144円

過年度分 51,876,701円

合 計 61,449,845円

・平成27年度収入未済額

現年度分 21,845,252円

過年度分 40,865,497円

合 計 62,710,749円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 5,219,916円

過年度分 42,044,237円

合 計 47,264,153円

・平成27年度収入未済額

現年度分 5,583,387円

過年度分 42,478,272円

合 計 48,061,659円

○過誤払返納金(生活保護扶助費返還金等)

・平成28年度収入未済額

現年度分 569,812円

過年度分 1,443,469円

合 計 2,013,281円

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円

過年度分 1,034,936円

合 計 1,634,097円

○過年度過誤払金等返還金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

・平成28年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 389,988円

合 計 389,988円

・平成27年度収入未済額

現年度分 88,968円

過年度分 316,020円

合 計 404,988円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金(生活保護扶助費返還金等)

平成28年度に引き続き、事務所長をトップとする「生活保護業務改善適正化会議」を毎月開催し、未収債権の納付状況を分析の上、納付指導の徹底を図るほか、未収債権の新規発生を防ぐため、適時・適切な収入認定に必要な訪問調査活動等の進行管理を行った。

平成29年10月～12月の3カ月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、長期滞納者等を対象として、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導を実施した。

なお、「未収債権回収強化月間」の対象債権113件、27,758,873円のうち、56件、9,604,561円について納付約束があった。そのうち、新たな履行延期は14件、分納誓約は6件あり、平成30年1月末現在の納付額は、51,921,317円であった。

加えて、未収債権回収に当たっては、債権データを迅速に処理・加工できる「債権管理シ

システム」の運用により、納付状況を的確に把握の上、時機を逸しない納付指導を実施しているところである。

・平成28年度収入未済額の処理状況

生活保護扶助費返還金

平成28年度収入未済額 61,449,845円

収入済額 4,580,426円

平成30年1月末収入未済額 56,869,419円

過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

平成28年度収入未済額 2,013,281円

収入済額 406,300円

平成30年1月末収入未済額 1,606,981円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び過年度過払金等返還金（母子父子寡婦福祉資金貸付金）

平成27年度に引き続き、事務所長をトップとする「母子父子寡婦福祉資金対策検討会」を設置し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成28年度に引き続き滞納者の状況に応じて債権を、回収可能、回収やや困難、回収困難、回収不能に分類し、適正な債権管理を行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を実施するとともに、滞納の理由を把握し、償還方法の変更等により、少額でも継続的な自主納付が可能となるよう指導した。

過年度過払金等返還金の未然防止策として、現年度の貸付に返還が生じた際には、速やかに対象者へ連絡し年度内に返還するよう指導している。

・平成28年度収入未済額の処理状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成28年度収入未済額 47,264,153円

収入済額 4,405,558円

平成30年1月末収入未済額 42,858,595円

過年度過払金等返還金（母子父子寡婦福祉資金貸付金）

平成28年度収入未済額 389,988円

収入済額 50,000円

平成30年1月末収入未済額 339,988円

(9) 総合教育センター

イ 監査委員の報告の内容

報酬、報償費、旅費及び需用費において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたたい。

(内容)

○報酬について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 3件

・金額 45,600円

○報償費及び旅費について、60日以上支払遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 36,080円

○電気料金について、支払遅延による延滞利息が発生したのもの。

・件数 1件

・延滞利息 2,369円

ロ 措置の内容

報酬の支給額誤りについては、出勤日の確認錯誤によるもので、出勤簿、事業担当者作成の勤務一覧により複数の目で確認し、支給漏れのないようにした。

報償費の支払遅延については、事業終了後に速やかに支払うべきところを、事業終了した時点で会計担当者への報告がなかったためであり、事業担当者とは年度当初及び事業施行時に綿密な連絡調整を行い早期支給に努めている。

電気料の支払遅延については、電気料請求書が到着してから銀行口座振替日までの期間が短かかったために、口座振替へ移行できない状況であったが、口座振替日を変更するよう関係機関と調整し、平成30年度から口座振替へ移行し、再発防止を図っていく。

五 監 査

○宮城県公報発第二一九四号（平成三十年三月二十三日付）原冊中

ページ 一 監 査

一 角田市稲置字新館前五四番

農事組合法人 U.M.A.S.I.

角田市高倉字新館前五四番

農事組合法人 U.M.A.S.I.

一八	農事組合法人 U·M·A·S·I		農事組合法人 U·M·A·S·I
一九	農事組合法人 U·M·A·S·I		農事組合法人 U·M·A·S·I
○宮城県公報第二九五〇号 (平成三十年四月十三日付け)			
ページ	段	行	中
六	下	後ろか ら六	
		第二十条第二項	誤
			第二十一条第二項において準用す る同法第二十条第二項